

平成20年度
伊勢崎市教育委員会事業
点検評価報告書

平成21年11月
伊勢崎市教育委員会

目 次

I	はじめに	
1	教育委員会と点検評価	1
2	教育委員会の活動状況	2
II	平成20年度教育行政方針の概要	3
III	点検評価	
1	学校教育の充実	5
2	心豊かな地域社会の形成	10
3	生涯学習の充実	15
4	文化財の活用と保護意識の高揚	19
5	健康・安全教育と食育の充実	22
6	奉仕活動の充実	26
7	施設・設備の充実	29
IV	点検評価に対する学識経験者総括意見	33
V	おわりに	35

I はじめに

1 教育委員会と点検評価

教育委員会制度は、委員の合議により教育行政に関する基本方針を毎年度決定し、その方針に従い教育長及び事務局が具体的な教育行政事務を行うものです。

本市教育委員会も、教育長を含めた5人の委員で構成され、毎年、教育行政方針を決定し、その方針に従い教育行政を推進しております。この教育行政方針の作成にあたっては、当該年度の事業の進捗状況、成果などを点検評価し、翌年度の教育行政方針に反映させてまいりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する旨が示されました。

本市教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、市民の皆様に教育行政についてのご理解を深めていただくとともにご助言をいただくため、平成20年度の教育行政方針に掲げた「活動づくりの7施策」に基づく重点事業の執行状況について点検評価し公表することとしました。

この7施策とは、学校教育の充実、心豊かな地域社会の形成、生涯学習の充実、文化財の活用と保護意識の高揚、健康・安全教育と食育の充実、奉仕活動の充実、施設・設備の充実です（詳細は4ページ参照）。

なお、こうした教育施策を具体的に実施する教育委員会事務局は、総務課、教育施設課、学校教育課、教育プラン推進担当課、保健給食課、生涯学習課、文化財保護課の7課で構成され、学校などの87の教育機関等があります。

2 教育委員会の活動状況

平成20年度の教育委員会の会議等の活動状況は、次のとおりです。

(1) 会議の開催状況

ア 開催回数

教育委員による会議は、定例会と臨時会があり、平成20年度には次のとおり開催されました。

定例会 12回

臨時会 5回

イ 審議内容

会議で審議された案件は75件で、主な内容は次のとおりでした。

規則・訓令の制定・改廃に関する事 18件

各種委員の委嘱に関する事 15件

予算、契約、用地取得に関する事 13件

条例の制定・改廃に関する事 8件

その他 21件

ウ 実施事業等の報告

会議では、審議のほかに教育長による実施事業等の報告も行われています。平成20年度には、読書の街いせさきに関する事、四ツ葉学園中等教育学校に関する事や全国学力・学習状況調査に関する事など108件の報告が行われました。

(2) その他の活動

教育委員は、教育委員会会議のほか、各種学校行事、群馬県市町村教育委員会連絡協議会の会議、文部科学省主催の市町村教育委員研究協議会などにも出席しています。このような会議などへの平成20年度の出席は、15回でした。

Ⅱ 平成20年度教育行政方針の概要

基本理念

伊勢崎市教育委員会は、人権尊重の精神を基本に、家庭・地域社会への所属感をはぐくみ、郷土を愛する心と国際協調の精神を養い、自ら学び心豊かでたくましい『生きる力』にあふれ、くらしと文化を創造し享受する自立した人づくりを目指して教育行政を進めます。

このために、社会の動向と本市教育の伝統を踏まえ、生涯学習の視点に立った主体的な学習を促し、人間として調和のとれた、創造的で個性を生かした教育の振興を図ります。

基本方針

伊勢崎市教育委員会は、複雑化・多様化する社会の変化がもたらす各種教育課題に適切に対応するため、基本理念の具現化を目指し、諸施策の推進に努めます。

このために、市民参加の学習活動が展開できるよう、家庭、地域社会、学校、関係機関の連携を深め、生涯の各時期に対応した学習の機会の確保、教育条件の整備と学習環境づくりを推進し、「伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街」の実現に努めます。

そこで、心の教育を充実し感性豊かで実践力のある市民の育成に努めるとともに、ゆとりある文化的な生活を実現するため、わたしたち一人ひとりが三つの行動目標「文化を楽しむ（楽しみを見つける）・スポーツに親しむ（体を動かす）・奉仕を喜ぶ（社会に役立つ）」を掲げ、その実現を目指して四つの「活動づくり」に取り組みます。

伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街

ふれあうことで心が伝わり！

語りあうことで安心が生まれ！

学びあうことで新しい創造がある！



三つの行動目標

1 文化を楽しむ
(楽しみを見つける)

2 スポーツに親しむ
(体を動かす)

3 奉仕を喜ぶ
(社会に役立つ)



四つの活動づくり

1 学びづくり

2 仲間づくり

3 生活づくり

4 安全づくり

活動づくりの7施策

1 学校教育の充実

本市の学校教育の柱である「伊勢崎市2008教育構想」をもとに、子ども、学校、家庭が協働して取り組む学力向上対策や小学校からの英語活動等を導入した総合的な学習の時間の充実により、子どもの学力の向上を図るなど保護者・地域から信頼される学校・園づくりを推進します。また、市立高校では、一人一人の進路に応じた教育を充実させます。さらに、四ツ葉学園中等教育学校の平成21年度開校に向け万全の準備をします。

2 心豊かな地域社会の形成

学校、家庭、地域で協働活動により基本的な生活習慣や規範意識等の育成を図ったり、日常的な体験活動等を通じたきれいな学校づくり等の時間や発達段階に応じた体験活動により奉仕の心や思いやりの心を醸成したりするなど、子どもの豊かな心の育成を図ります。また、地域における望ましい人間関係の形成を目指し、子どもの健全育成を支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り住みよいまちづくりに努めます。

3 生涯学習の充実

市民の多様な学習意欲に応え、生涯学習関連事業や公民館各種講座などの学習機会の充実を図るとともに、生涯学習支援体制の整備を図り市民の生きがいをづくりに努めます。家庭、地域学校に読書活動を広く普及させるために読書の街いせさき計画を推進します。

図書館では、市民生活に必要な資料の収集に努め、情報と資料提供を迅速に行うとともに、乳幼児、障害者、高齢者、外国籍の人たちにも配慮した読書の普及に努めます。

4 文化財の活用と保護意識の高揚

市内に残る歴史遺産や文化遺産の基礎的な調査を積極的に行い、指定文化財の充実を図るとともに、その保護管理に努めます。また、文化財講座や企画展等を積極的に繰り広げ、文化財の活用を推進し、文化財の保護意識の高揚を図ります。

5 健康・安全教育と食育の充実

生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくりとして、健全でたくましい心身を育てる健康教育、安全に生活するための基本的な知識や判断力等を育てる安全教育を推進します。なお、栄養の知識や正しい食事のあり方について学ぶ食育を充実するとともに、子どもの体力向上に取り組めます。また、市民の健康づくりを目的に公民館におけるスポーツ・健康講座を開催します。

6 奉仕活動の充実

地域の人々が学校支援ボランティアとして教育活動に協力したり、子どもが図書館ボランティアとして活躍したりするなど、市民の自発的な奉仕活動を促す機会を提供します。公民館等でのボランティア養成講座の開催や小・中学校及び市立高校での児童生徒のボランティア体験等奉仕を喜ぶ活動づくりの推進に努めます。

7 施設・設備の充実

自ら学び、心豊かでたくましい「生きる力」をはぐくむ学校教育や生涯学習の推進のために、老朽化施設の改善、バリアフリー化や地域と連携した防犯・安全対策など、安心・安全な施設整備の充実に努めます。耐震補強対策や地域防災拠点として必要な施設整備も図ります。

Ⅲ 点検評価

1 学校教育の充実

(1) 平成20年度の重点施策

本市の学校教育の柱である「伊勢崎市2008教育構想」をもとに、子ども、学校、家庭が協働して取り組む学力向上対策や小学校からの英語活動等を導入した総合的な学習の充実により、子どもの学力の向上を図るなど保護者・地域から信頼される学校・園づくりを推進することを重点施策としました。また、市立高校では、一人一人の進路に応じた教育の充実、さらに、四ツ葉学園中等教育学校の平成21年度開校に向け万全の準備を行うことも重点施策に掲げました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

ア 信頼される学校づくり

未来を担う子どもたちのために、本市の学校教育の柱である「伊勢崎市2008教育構想」をもとに、次の4つの方針で学力の向上等を図り、信頼される学校・園づくりを推進しました。

(ア)「伊勢崎市2008教育構想」を柱とした創意工夫のある教育の実現

各学校・園は、2008教育構想を本市学校教育の共通性として踏まえるとともに、各学校・園の実態に基づいて「選択と集中」「具体と行動」「継続と徹底」の3つの視点から教育活動を見直し、各学校・園の独自性が発揮できるよう学力向上や豊かな心の育成を目指した校時表の改善、体験活動の充実など、創意工夫ある教育課程の編成・実施、評価に取り組みしました。

(イ) 小中連携方式による9年間の一貫性のある教育の推進

中学校区内の小中学校が共同して推進委員会などを開催し、情報交換したり、系統的・継続的な教育活動を構築したりするなど、地域における小中学校の一貫した教育が充実するよう努めました。具体的には、伊勢崎式学力向上学習プリントを朝学習や昼学習といった授業時間以外の学習時間帯で毎日繰り返し行うなど徹底活用し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ったり、生活・学習ルールの徹底指導により、学びと生活の連続性を図ったりしながら、子ども一人一人の能力や適性の伸長を図りました。

(ウ) 子どもの汗、家庭・地域の汗、学校の汗を一つにした教育活動の推進

各学校・園の経営方針や教育内容、学校評価での課題などについて積極的にWebページや学校・園だより、PTA集会等で情報提供を行い、保護者や地域の理解や協力を得られるよう継続して取り組むことで、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「教え」、「鍛え」、「しつけ」とともに、子ども、家庭・地域、学校それぞれの汗の相乗効果により、「確かな学力」と「豊かな心」の育成に取り組みました。

(エ) 四ツ葉学園中等教育学校の開校や北小学校への特認校制度の導入による教育の活性化

四ツ葉学園中等教育学校の開校では、子どもや保護者の進路選択肢を拡大し、生徒一人一人の個性や能力を伸ばす指導を6年間一貫して行うことのできる新たな学びづくりの創造を図るとともに、北小学校では、全市域からの入学を可能とする特認校制度を導入し、地域との交流や地域に根ざした学校づくりなど、先進的な教育施策により、本市教育の活性化に取り組みました。

イ 「確かな学力」向上対策の推進

(ア) 学力パワーアッププラン

「2008教育構想」の5つのプランの1つとして、「学力パワーアッププラン」を推進しました。本プランでは、本市で目指す子ども像である『『生きる力』を身に付け、実践する、自立した子ども』の具現化のため、少人数指導や学習時間の増加等により基礎・基本を身に付け、自ら学び、自ら考える子どもの育成に重点を置き、子どもと学校と家庭が力を合わせて、子どもの「確かな学力」の向上を目指しました。平成20年度は、主に次の活動の充実を図りました。

① 学習時間の増加

「パワーアップタイム130」を鍛える時間として一週間の時間割表に位置付け、学習時間の増加を図りました。この週に130分の学習時間を授業時間

に加えることで学習指導要領で示された年間標準時間数より、小学校は約101時間、中学校は91時間の増加となり、全ての小中学校の学習時間を、大幅に増加することができました。

「パワーアップタイム130」は、朝学習や昼学習など授業時間以外に特設した学習時間として、1週間に130分間以上設定（表1参照）することにより、子どもたち一人一人の学習状況に応じて勉強する時間となります。各学校では、パワーアップタイムを放課後に設定したり、金曜日の6校時に位置づけたりするなど、学習効果を上げるための創意工夫を行っています。

この時間では、伊勢崎式学力向上学習プリントを活用したドリル学習や各自の学習状況に即した補充的学習、読書等を行いました。

その結果、漢字や計算、英単語など基礎的基本的な事項を確実に身に付けたり、読書に親しむことができました。

さらに、「パワーアップタイム130」で、毎日、決まった時刻・時間に学習させることを通して、子どもたちに生活・学習ルールを徹底させたことで、自ら主体的にドリル学習や朝読書に取り組むようになるなど、望ましい学習習

表1 <パワーアップタイム130の設定例>

	月	火	水	木	金
8:15～	朝の会				
8:25～	集会	パワーアップタイム (20 分)			
8:50～	1 校時				
9:40～	2 校時				
10:25～	20 分休み				
10:45～	3 校時				
11:35～	4 校時				
12:20～	給食・清掃・昼休み				
13:10～	パワーアップタイム (10 分)				
14:05～	5 校時				
14:55～	帰りの会	6 校時			帰りの会
15:40～	帰りの会				

学習時間 20分×4日+10分×5日=130分

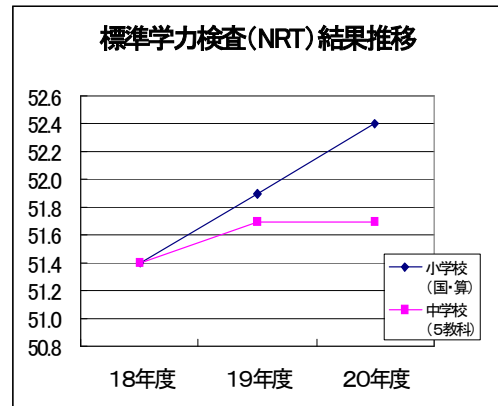
慣や進んで学ぶ姿勢を身に付けることができました。

② 少人数指導の充実

少人数指導のための県費負担教職員に加えて、市費負担によるマイタウンティーチャー（平成20年度は小学校19人、中学校に3人）を配置し、全ての小中学校で小学校の国語・算数及び中学校の数学・英語において、学級を分割するなどして少人数指導（学習集団を29人以下とする指導）を実施できるようにしました。

実施にあたっては、習熟度別の指導、補充的な学習の徹底等の工夫により、個に応じたきめ細かな指導の充実を図りました。これにより、学習意欲の向上やよりよい学習習慣の定着が図られるものに、一人一人の基礎学力の定着を図ることができました。

右のグラフは、標準学力検査（NRT）の結果から、小学校では国語と算数、中学校で5教科の平均偏差値を示したものです。小中学校ともに全国平均を上回っており、学力向上対策である学力パワーアッププランの効果により基礎学力がしっかりと定着してきています。特に小学校での基礎学力の伸長が大きく図られてきており、この傾向を中学校にもつなげられるように取り組んでいきたいと考えます。



(イ) 総合学習ひまわりプラン

英語活動、言語活動そして、読む・調べる活動を重視した問題解決的活動の3つの教育活動に取り組む、伊勢崎市独自の「総合学習ひまわりプラン」を全小中学校で展開し、「総合的な学習の時間」を充実させました。

特に「英語活動」については、全ての小中学校で小学校3年生から中学校3年生まで、年間35時間以上行いました。小学校1、2年生においても、英語に触れる時間を各校ごとに工夫し、年間10時間程度行いながら英語に親しませるようにし、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した英語教育を推進することができました。

全ての小学校に週1回程度、外国語指導助手を派遣し、担任と一緒に授業を行うことで英語を話したり聞いたりする活動の充実を図るとともに、本市の教員が独自に作成した教材ビデオや市販の絵本やCDなどの教材を配布することで多様な授業が展開でき、英語に親しみ楽しく学べるようにしました。



外国語指導助手と地域ボランティアを活用した授業

また、英語指導に関心があり、英語の知識や技能を有する保護者や地域の方々

など、地域の人材を積極的に活用し、外国語指導助手とともに地域ボランティアとの協働授業による充実した授業づくりも推進することができました。

さらに、全ての中学校に英語活動支援助手を配置し、コミュニケーション活動に重点をおいた授業を展開しました。

授業以外でも、外国語指導助手や英語活動支援助手と英会話を楽しむ英語サロンを開いたり、英語力向上を目指して全生徒が英語検定を受検したりする中学校など、各学校で特色ある取り組みが行われ、本市の英語教育の充実が図られてきています。

ウ 市立伊勢崎高校の充実

(ア) 生徒一人一人の進路の実現を可能にする教育課程の充実

質の高いきめ細かな授業を実践するとともに、2年次から文系・理系・スポーツ系に分かれ、大学、専門学校及び就職等、生徒一人一人が柔軟に進路希望に応じた教科・科目を選択できるよう教育課程を編成しました。

(イ) 数学・英語における少人数指導や国際交流事業の充実

生徒に達成感を持たせ、より高い目標に向かって学習させるために、1年次の数学と英語で少人数習熟度別学習を導入しています。アンケート結果では、生徒の9割以上が満足し、成績不振者も減少しました。また、国際交流では、11月9日～14日にかけて生徒8名が馬鞍山第二中学校を訪問しました。

(ウ) 地域社会への貢献（パソコン講座、公開講演会）

市民公開講座として、11月22日～24日にカレンダー作成を内容としたパソコン教室を開催しました。30人の市民参加があり、学校として地域社会への貢献が達成できました。生徒のアシスタントとしての参加も好評でした。

また、12月4日には道化師の大棟耕介を講師として「夢の実現に向けて」と題した公開講演会を開催しました。参加者は、約600人でした。

エ 四ツ葉学園中等教育学校の開校準備

(ア) 四ツ葉学園中等教育学校の開校に向けた準備室の設置

4月1日に四ツ葉学園中等教育学校が設置され、教職員として校長以下13名が発令されました。平成21年度の開校に向けて、カリキュラムづくりと広報活動を始めとして、校章・制服・体育着の選定や入学者選抜などの開校準備を行いました。

(イ) 6年間の計画的・継続的な中高一貫教育の実現のためのカリキュラムづくり

基本構想を基に、6年間を基礎期・充実期・発展期に分けて段階的に個性や能力を引き出し、一人一人の進路実現を図るカリキュラムを編成しました。1週間の授業時間を30時間から段階的に増加させることに加え、朝・放課後・土曜・夏季・合宿のスキルアッププログラム（SUP）を行うことにより、十分な学習時間を確保しました。その中で、探究重視の学習活動、少人数指導と習熟度別指導（数学・英語）、伝統文化や環境問題などを学ぶ教養総合、大学進学に対応するカリキュラムなどの特色を出しました。

(ウ) 学校ホームページの開設や学校説明会の実施による広報活動の推進

6月28日に文化会館大ホールにて学校説明会を午前・午後の2回実施しました。5・6年生の児童とその保護者等を合わせて1,468名が、市内はもちろん市外から参加しました。10月19、26日に学校見学会を6回実施しました。6年生の児童とその保護者等を合わせて901名が市内と市外から参加しました。11月12日に市民プラザにて小学校の教員を対象として入学者選抜事務に関する説明会を実施しました(62名参加)。また、8月18日に学校ホームページを立ち上げ、開校準備や入学者選抜に関する最新の情報を閲覧できるようにしました。

(3) 今後の課題と取り組み

平成20年度標準学力検査(NRT)及び全国学力・学習状況調査結果において、小中学校ともに国語の言語事項や算数・数学の計算領域といった基本的な知識に関する問題の正答率は高くなっています。しかし、小学校での活用に関する記述式問題の正答率に課題があり、今後、自分の考えをしっかりと表現できる力の育成に重点をおいた指導が必要です。

そこで、少人数指導の充実を図るとともに、子どもの考えを十分に生かした授業づくりや、子どもの考えを表現させる活動の充実を図るなどの授業改善に取り組み、特に、教育活動の基本とも言える、「読む・聞く・考える・書く・話す」の5つの視点を重視した取り組みを進めていきたい。また、引き続き小中連携方式による9年間の一貫性ある教育の推進について、中学校区内の小中学校が生活・学習ルールや伊勢崎式学力向上学習プリントの徹底活用をとおして、学びと生活の連続性を図りながら、一人一人の学力向上に努めていきたい。

また、新学習指導要領では、小学校英語活動が外国語活動として総合的な学習から独立するに伴い、中学校英語科学習との接続をより重視した活動となるようにしていく必要があります。そこで、英語活動の内容を「学力パワーアッププラン」に組み込み、教育プランの再構築を行うとともに、小学校1年生から英語活動を実施し、系統的な英語教育を実施していきたい。

このように、平成21年度から新学習指導要領による新しい教育内容をスタートするとともに、家庭・地域との連携・協力関係を強化した教育活動を一層推進することで、子どもの学力の向上に努めていくとともに、学校の運営や教育活動等に保護者や地域の声を反映し、より強固な協力関係を構築できるよう、自らが厳しい目で学校を点検評価し、保護者や地域から信頼され開かれた学校づくりを進めていきます。

【施策1 学校教育の充実 に関わる学識経験者意見】

学校関係諸法令や本市の「2008教育構想」を踏まえながら、多方面にわたって学校教育を充実させようと努めたことが見て取れ、その成果が得られたことも認められます。ただ、客観性・明確性が要求される点検評価において、「汗を一つにした」「汗の相乗効果により」といった、情緒的にしか捉えられない表現で施策の取り組みの様子を記述することは、事実をわかりにくくします。

2 心豊かな地域社会の形成

(1) 平成20年度の重点施策

学校、家庭、地域との協働活動により基本的生活習慣や規範意識等の育成を図ったり、日常的な体験活動等を通したきれいな学校づくり等の時間や発達段階に応じた体験活動により奉仕の心や思いやりの心を醸成したりするなど、子どもの豊かな心の育成を図ることを重点施策としました。また、地域における望ましい人間関係の形成を目指し、子どもの健全育成を支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り住みよいまちづくりに努めることも重点施策に掲げました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

ア 児童生徒の豊かな心の育成

(ア)「愛」燦々プラン

「愛」燦々プランは、子どもの心を育てる協働活動として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、関わり合い、理解し合い、支え合い、協働し、愛情と責任をもって育てることを目的に、次の活動に取り組みました。

「小中一貫生活・学習ルール」として、基本的な生活習慣や学習習慣づくりを目指し、小中学校の9年間を通して継続的に指導する基盤をつくりました。

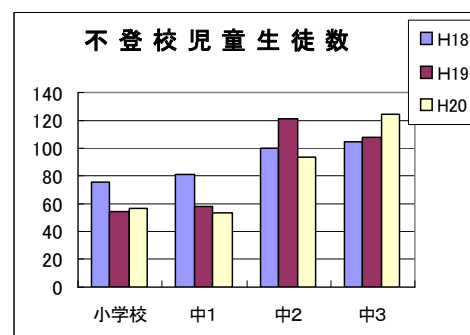
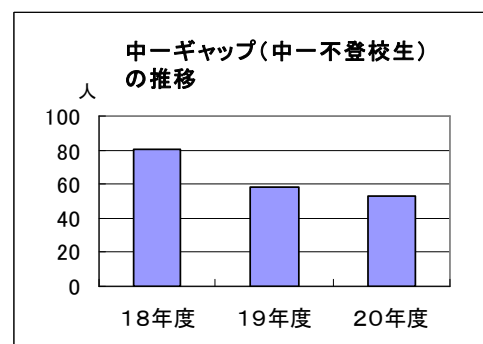
じっくり話そう会議として、日常生活の中で子ども同士や子どもと教師などが、じっくり話す機会をつくりコミュニケーションを図ったり、学級懇談会等を工夫して、教師と保護者が共通理解を図ったりする場を積極的につくりました。

子どもとのきずなづくりとしては、不登校（年間30日以上欠席）の児童生徒の減少を目指し、学級担任や相談員等による教育相談活動を充実させるとともに、中一ギャップ解消のため中学校区内の生徒指導主任による協議を行うなど、小中連携をこれまで以上に深めました。

また、学校、家庭、地域が連携し、「きまりを守り、正義を貫く」「笑顔であいさつ」「早寝・早起き・朝ごはん」などに取り組み、基本的な生活習慣や規範意識等の育成を図りました。

これらの取り組みにより、中一ギャップの解消が進み、中学1年生の不登校生徒数を昨年度比で9%減少させることができました。

また、中学校全体では昨年度比で6%、中学2年生では23%減少させることができましたが、小学校全体と中学3年生では課題が残りました。小学校及び中学



校3年生における不登校児童生徒の増加原因を把握するとともに、より有効な対応策について検討していきたいと考えます。

(イ) 生活学校プラン

「生活学校プラン」は、豊かな体験活動として、発達段階に応じた体験活動を行う場を生活学校ととらえ、幼児・児童・生徒が体験の場と人との関わりを広げながら、「豊かな心」を育めるよう取り組みました。発達段階に応じて、子供たちに、ふれ合い体験、自然体験、社会体験に主体的に取り組ませ、心身の発達を促し、仲間との協力の大切さに気付かせていきました。また、地域の人たちとの関わりを通して、自分の将来の夢や希望を心に育ませながら、「生きる力」を身に付けさせました。

ふれあい体験としての幼稚園の「ふたばすくすくプラン」では、「子育てふれ合いタイム」で未就園児を対象とした「ふれ合い広場」や「保育室」の開放、「ジョイふるタイム」として老人クラブや中学生・高校生との交流等を行い、延べ21,314人が参加しました。

小学校低・中学年の「どきどき地域発見活動」では、学校の周辺に出かけ、延べ34,286人の児童が身近な自然や地域の文化財にふれる体験をしました。

小学校高学年の体験活動としては、「わくわく自然体験活動」で、延べ7,791人の児童がチャレンジスクールや臨海学校等の集団宿泊体験を、県内の各少年自然の家や寺泊の臨海学校等で登山や天体観測、海水浴等様々な体験活動を行いました。

中学校における体験活動としては、「はつらつ社会体験活動」で2年生の職場体験を中心に、延べ8,023人の生徒が東京校外学習や高原学校等の体験活動を行いました。さらに「地域社会奉仕活動」では、中学校区ごとに地域の環境美化活動に取り組み、延べ21,339人が参加しました。

このように、平成20年度に子どもたちが発達段階ごとに主体的に取り組んだふれあい体験や自然体験、社会体験における参加者の総数(地域の方々含む)は、92,753人でした。なお、小学校低・中学年の「どきどき地域発見活動」など、前年度に比べて参加者が減少している活動については、体験活動の時期や内容の検討を行うとともに、活動の機会の確保に努めていきたいと考えます。

また、市内のすべての学校が「きれいな学校づくりの時間」を週1時間設定し、整理・整とん・清掃・清潔・しつけといった「5S」を視点として、学びづくり、きずなづくり、環境づくりに励みました。



花があふれる学校づくり

このように、発達段階に応じた体験活動や「きれいな学校づくりの時間」の実

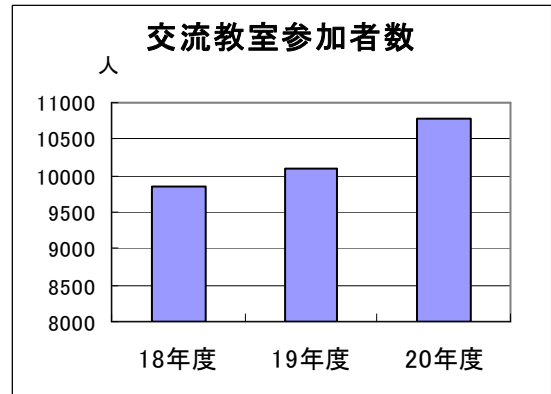
践に全ての学校が取り組み、豊かな心の育成を図りました。

イ 地域における望ましい人間関係の育成

(ア) 人権教育の充実

子どもの健全育成を支援するために、人権教育の充実に努めました。また、地域における望ましい人間関係の形成を目指した人権啓発事業を展開しました。

具体的には、6集会所で「親子で学ぶやさしい人権講座」を夏休み親子ビデオシアターという名称で、人権啓発ビデオを活用した人権学習会と学習相談会を開催しました。事後の子供向けアンケートでは「人の気持ちがよくわかった」「みんなと仲良くなって良かったと思います」などの意見が多く、児童の約9割は学習会について「よかった」と評価しています。他にも、集会所では、6集会所で2回ずつ人権問題学習講座を実施しました。また、交流教室ではすべての集会所で延べ10,789人の参加者があり、市民の自主的な活動が見られました。



その他に、市民を対象にした人権啓発事業として、人権のまちづくり講演会や人権について考える集いを開催しました。また、市内6地区でビデオ視聴と意見交換を行う地区別人権学習会を実施しました。特に、平成20年度は、昼間の開催にしたところ、20代、30代の参加者数が平成19年度4.6%から平成20年度9.5%に増えました。

併せて小中学校、特別支援学校の児童生徒から人権標語と人権ポスターを募集して、人権カレンダーを作成し、市内の全児童生徒に配布し、人権に対する意識を高めました。

このように、人権問題の早期解決を目指すため様々な年代に合わせた学習機会を積極的に提供したことで、市民の人権問題に対する理解認識が深まって来ています。

(イ) 家庭教育の充実

きめ細かな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤づくりを形成するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り住みよいまちづくりに努めました。

平成20年度に、文部科学省からの「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を受託しました。これは、家庭教育の必要性が問われている現在、都市化や核家族化で弱まった家庭への教育力を高めていくための事業です。その取り組みとして、地域での家庭教育の推進に力を入れている境小学校区をモデル地区に指定し、元教員や子育て支援ボランティア等で構成した「家庭教育支援チーム」を立ち上げ、伊勢崎市家庭教育推進協議会と連携を図りながら各種事業に取り組みました。具体的には、毎週、幼稚園や保育園、小学校、中学校でのあいさつ運動を展開し

て、家庭教育支援の機運を高めることができました。次に学校と連携して、家庭訪問を行い個別に家庭を支援することができました。さらには、親子教室と組み合わせた相談コーナーを実施して、親同士で子育てについて話し合ったり、子育てサポーター養成講座を開催して、地域で子育てをサポートするスタッフを養成したり、地域の家庭教育力の充実を目指しました。併せて、子育て親育ち講座として、子どもの発達段階に応じた子育てのポイントを学んだり、子育て通信「コアラ」を定期的に発行して、情報の発信に努めたりしました。

このように、境小区子育て支援チームの活動を中心にして、地域の子育てを応援し、地域 みんなで子育てを支えていく街づくりの推進に積極的に取り組みました。

(3) 今後の課題と取り組み

ア 児童生徒の豊かな心の育成

現在、少子化や核家族化の進行、ゲームができるパソコン・携帯電話等の普及等により、子どもたちが物や自然に直接触れたり、地域の大人や友達とかかわったりするなどの体験が少なくなってきました。このため、対面による人間関係をもてなくなり、友達関係や社会とのつながりが希薄になってきており、問題行動として「ネット上のいじめ」に発展したり、不登校に陥る児童生徒も若干増えてきています。

このような子どもたちに、発達段階に応じた自然体験や社会体験等の体験活動を通して、豊かな心を育んだり、心身の発達を促していくとともに、地域の人たちとの関わりを通して、基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせたりすることは大変重要なことであると考え、「愛」燦々プランや生活学校プランを推進してきました。

学校教育においては、今後も子どもたちに豊かな心をより効果的に育むために、発達段階に応じた体験活動を系統的に実施していきます。そして、体験を通して気付いたことや感動したことなどを、道徳の授業の中で共有化したり、内面化を図ったりしながら、将来の自分の夢や希望について育んでいけるようにしていきます。

さらに、「早寝・早起き・朝ご飯」の推進や携帯電話の所持率の低下に向けた取り組みなど、学校、家庭、地域が一体となった教育活動をこれまで以上に充実させていきたいと考えます。

イ 地域における望ましい人間関係の育成

人権教育啓発事業については、地域の関係団体と連携を図り推進しています。しかし、参加者の固定化が見られることから、その内容、方法等を見直して、より参加者数が増えるように、周知の方法や実施内容の工夫をしていきたいと考えます。

また、公民館で行われる各種学級講座の中にも人権啓発事業を取り入れて、より身近な人権啓発事業を展開していきます。特に、公民館主事を中心に人権問題指導者養成講座を年間を通して開催し、地域での人権啓発事業のリーダーとして活躍できるような人材の育成に努めます。

次に家庭教育振興事業ですが、平成21年度は「訪問型家庭教育相談体制充実事業」として、教育相談体制に事業の重点を移し、今後は家庭の教育力の向上を目指

すという目的で、教育相談体制の充実を図っていきたいと考えます。また、親子ふれあい講座、子育て講座、子育て通信の発行なども行い、気軽に相談できる体制作りや地域のみんなで子育てを支えていく街づくりを進めていきたいと思います。

【施策２ 心豊かな地域社会の形成 に関わる学識経験者意見】

学校をはじめ家庭や地域で多様な活動を展開したことがわかります。ただ、以下の点でやや十分でないように見受けられました。

一つは、「愛」燦々プランで、学級懇談会等を工夫して教師と保護者が共通理解を図ることについてですが、従来のやり方のどこをどのように反省して改善を加えたのかが述べられていないために、「工夫」の内容が不明なまま、「場を積極的につくりました」となっているのは、不十分な気がします。保護者との懇談会のあり方について、工夫の具体的様子を書き入れるべきでした。

もう一つは、不登校児童生徒数の増減で、学年ごとに状況は違いますが、義務教育の最終段階である中三で増加が見られることは気になります。この増加の原因やそれへの対策についてもっと検討すべきだったように思われます。

なお、人権教育の部分は、その充実策がややマンネリ化しているようにも見受けられます。競争社会において新たな人権侵害が多発していると思われる中、人権教育のなお一層の充実が望まれます。

3 生涯学習の充実

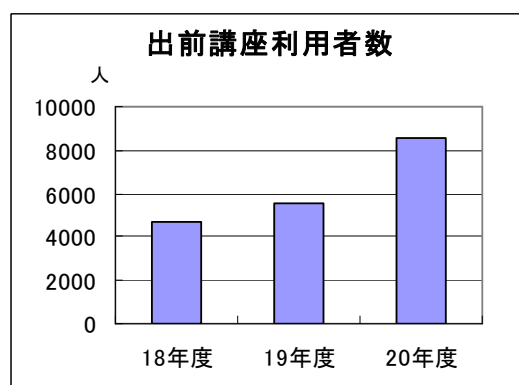
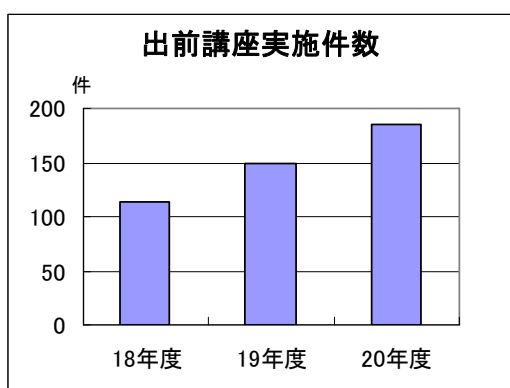
(1) 平成20年度の重点施策

市民の多様な学習意欲に応え、生涯学習関連事業や公民館での各種講座など学習機会の充実を図るとともに、生涯学習支援体制の整備を図り市民の生きがいに努めること、家庭、地域、学校に読書活動を広く普及させるために読書の街いせさき計画の推進に努めることを重点施策としました。また、図書館では、市民生活に必要な資料の収集に努め、情報と資料提供を迅速に行うとともに、乳幼児、障害者、高齢者、外国籍の人たちにも配慮した読書の普及と生涯学習の支援も重点施策に掲げました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

ア 生涯学習支援ボランティアまなびい先生の推進

生涯学習支援体制整備の一貫として、市民の手による市民のための学習支援活動を推進するため、地域等で活動している専門的な知識、技術・技能を持っている人たちを登録、データベース化し、その指導内容をメニューとしてホームページや広報を通して周知し、市民の求めに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれもが」「なんでも」教え合う「生涯学習支援ボランティアまなびい先生」事業を推進しました。20年度は、61名の方に登録していただき、87のメニューを確保することができました。活用については、市ホームページ等で周知するとともに、生涯学習推進員や行政役員等と連携を図り、16件、695人が活用しました。また、市民の学習機会を促す場として、職員による市の施策を情報提供する「出前講座」の活用も年々増加し、20年度はメニュー数56、申込数184件、利用者数は8,542人でした。



イ 読書の街いせさき計画の推進

「大人と子どもが学ぶ街」を目標に平成18年度から推進している読書の街いせさき計画は、家庭、地域、学校に読書活動を普及させ、文化的な人づくり街づくりを促進するための様々な事業です。読書の街いせさき推進会議と連携して、積極的に展開しました。

①「読書ふれあい活動」…親子20分間ふれあい読書の展開を通して、幼児の読書習慣の定着を目指し、親子の絆が深まる読書活動を進めました。その結果、平成20年6月と平成21年1月を比べると、子どもたちの読書や保護者の読み聞かせの時間が増え、ほとんど読書をしない子どもたちが減少してきました。

②「読書わいわい活動」…読み聞かせグループを発展させ「読書サポーター」に名称を改め、読書交流会、読み聞かせボランティア学習会を実施し読書サポーターの拡大に努めました。

また、読書まつりなどを実施して、市民の交流を深め、人と人をつなぐ読書活動の充実を図りました。

③「読書すくすく活動」…学校での読書タイムの推進や図書室内に調べ学習コーナーの設置を行い子どもたちが活用できるようにしました。また、図書館ではサマー読書キャンペーンやブック

スタートを、公民館ではブックスタートのフォロー事業である幼児を対象にした読み聞かせ「親子でぴよんぴよん」や読書に関する講座などを実施し、読書活動の提供や読書にふれる機会づくりを目指しました。

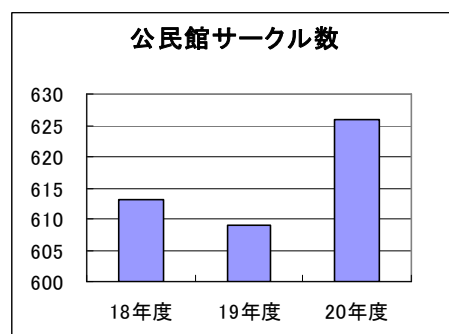
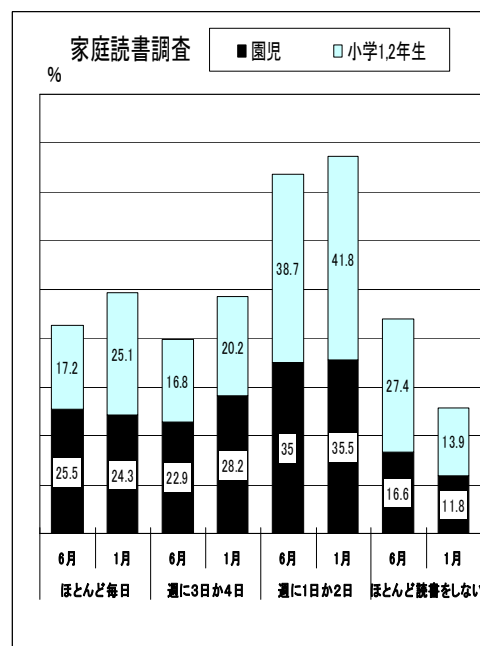
これらの結果、学校図書館での貸し出し数や子ども達の家庭での読書量が増えたり、図書館での貸し出し数や来館者が増加し、読書習慣の定着が図られています。

ウ 公民館における学習機会の拡充

公民館は、地域住民が自分の生活を心豊かにするための学習や文化活動、ボランティア活動等の様々な活動の拠点として市内15箇所に設置されています。

住民のニーズが多様化、複雑化する中、その要望を的確に捉え公民館の創意工夫のもとに、高齢者から幼児を対象にした様々な学級講座が開催され、15公民館で2,571事業、28,785人の参加がありました。主なものは、「IT講習会」、「親子でぴよんぴよん」、高齢者学級や子どもクラブの中での「環境学習に親しむ講座」等です。併せて、地域における読書の街いせさき計画の具体的な取り組みとして、「やさしい古典文学講座」「やさしい朗読講座」、「親子で作る手づくり絵本教室」や読み聞かせグループと連携をした「たのしいおはなしの会」等も実施しました。

これら事業に参加した住民からの要望もあり、また、事業終了後も継続して実施することが望ましいことなどから、住民自らの学習機会の場としての自主サークルへの移行も支援しています。このような自主サークルの活動は年々増加しており、これら自主サークル指導者等との連携による新たな公民館活動の



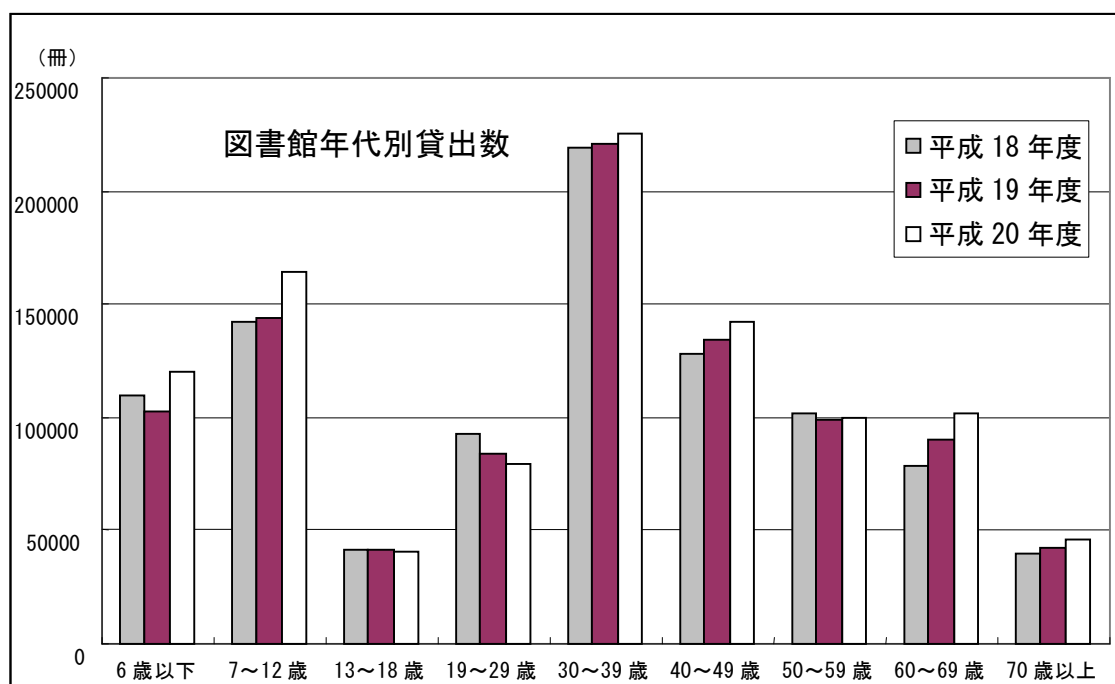
推進が図られてきています。また、公民館を利用するサークル活動は、市民の文化活動そのものであり、参加者の多くは学びの成果発表の場として公民館合同作品展や行政区で開催されている住民作品展へ積極的に参加し、「ふれあい・語り合い・学びあい」を通して地域文化の創造の一翼を担っています。

エ 図書館に親しむ環境づくり

図書館は、家庭、地域、学校との連携を深めながら読書に親しむ環境づくりを行いました。読書サークルの活性化を図るため、読書サークルと連携して文学講座等を開催し、読書に親しむ機会づくりを行いました。読み聞かせボランティアグループなどには図書館子ども会等で発表する場を提供するとともに、市民に対しては読書の楽しさを広めました。視覚障害者には朗読ボランティアによる朗読テープなどを、また高齢者にはCDや大型活字本の宅配事業などを行い、乳幼児、障害者、高齢者、外国籍の人たちにも配慮した読書の普及に努めると共に、市民生活に必要な資料を収集しました。さらに、調べ学習の支援と学校との連携による「親子読書活動」を展開しました。

その結果、下記グラフのとおり6歳から12歳までの利用貸出冊数の増大を図ることができました。図書館全体の貸出冊数も前年度と比べ約6万冊増えました。

また、郷土資料及び外国語図書を充実させると共に、利用促進を図るために図書館ホームページでの予約に対し、メールでの返信サービスも開始しました。



(3) 今後の課題と取り組み

ア 生涯学習支援体制の整備

時代の変化により市民の学習ニーズが高度化・多様化するなかで、自主的な学習活動の促進、学習成果の活用を希望する市民への支援や団塊の世代の社会参加を促すための方

策などが求められています。このために、地域の学びのボランティアとして活動している生涯学習推進員と連携を図り、市職員による出前講座の活用や生涯学習支援ボランティアまなびい先生事業を推進し、各行政区ごとに、身近な生涯学習機会の場を確保し、市民の生きがいがいづくりにつとめます。

また、住民が子育て支援や子どもたちの居場所、地域文化の継承の場としての役割も期待している公民館では、地域の関係団体と積極的な連携を図り、ボランティア養成講座等の様々な事業を展開していく中で、地域の人材発掘や活用を通し、新たなリーダーの養成や世代間の交流を目指した地域づくりを推進していきます。

イ 読書の街いせさき計画の推進

読書の街いせさき計画を推進するために、学校では読書タイムの充実や学校図書館での調べ学習コーナーの活用を推進し、公民館では読書に関する講座の開催や読み聞かせボランティアの拡大を図る事業等を開催し、市民読書をサポートする活動を展開します。併せて「親子でびよんびよん」事業を拡大し、家庭での読書に親しむ習慣づけを目指します。

ウ 図書館事業

図書館では、家庭、地域、学校と連携を深めながら読書の力で、ゆとりある文化的な人づくり、街づくりを目指すために、フォーシーズン読書計画を実施します。具体的には、読書会や講演会、文学講座等の開催、調べ学習の支援及び学校と連携しながらの「親子読書活動」の実施、ふれあい事業の推進などを行います。引き続き視覚障害者及び高齢者への宅配事業や読書のきっかけづくりのためにインターネットを活用した図書予約も充実させます。また、郷土資料・外国語図書等の充実も図ります。

【施策3 生涯学習の充実 に関わる学識経験者意見】

生涯学習において本市が読書に重点を置いていることがわかります。限られた資源状況の中で重点的に施策を行っていくことは、一つのやり方です。

図書館年代別貸出数で13～18歳まで、つまり中高生年代のそれが少ない理由を検討してみる必要があります。これは、すでにそれぞれの中高校の図書室が充実していて市立図書館あたりに出向かなくてもよいからなのか、それとも、この年代の生徒たちがそもそもあまり本を借りないのか、そのあたりの原因にも触れた方が、いいように思います。この年代の子ども達への図書の貸出し数が、70歳以上よりも少ないというのは、やはり問題ですから、この部分には合理的な説明を付ける必要があります。

4 文化財の活用と保護意識の高揚

(1) 平成20年度の重点施策

市内に残る歴史遺産や文化遺産の基礎的な調査を積極的に行い、文化財保護の充実を図るとともに、その保護管理に努めること、また文化財講座や企画展等を積極的に繰り広げ、文化財の活用を推進し、指定文化財の保護意識の高揚を図ることを重点施策としました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

地域にある文化財の調査を推進し、文化財保護の充実に努め、「文化財ハンドブック」等により文化財の活用を推進しました。赤堀歴史民俗資料館では、企画展示を積極的に繰り広げるなど、文化財の活用を推進し、市民の文化財保護意識の高揚を図りました。

ア 文化財の調査

三軒屋遺跡の国指定史跡化を推進するとともに、埋蔵文化財発掘調査の充実、開発事業と文化財保護の調整、境島村地区の養蚕農家群調査の推進などを主な柱として事業を推進しました。

古代佐位郡衙正倉跡である三軒屋遺跡は正倉域範囲確認を目的とした発掘調査を実施し、昨年度は南辺を確認し、今年度は西辺を確認しました。

埋蔵文化財分布調査が未実施であった赤堀地区の調査を国庫補助金を得て平成18年度からの継続事業として実施しました。市内における各種開発事業については、分布調査結果に基づいて文化財保護の立場から関係部局と調整を行い、埋蔵文化財の適切な保存を目的とした発掘調査7件を行いました。

境島村地区の養蚕農家群については、平成19年度から歴史・地理・建築学の分野からの総合的な調査に着手しました。平成20年度は3棟の養蚕農家の調査を実施しました。その内の1棟は、田島弥平が換気に重きを置く飼育法を提唱し、その著『養蚕新論』でヤグラを実用のものとして最初に載せた飼育施設で、文久3年(1863)の上棟であることが明らかになりました。また、平成19年度に調査した日本基督教団島村教会の教会堂及び付属のめぐみ保育園舎は、建築手法、地域の歴史景観の観点から国登録有形文化財として登録されました。

下道寺町の、手機による広幅の伊勢崎織物を平成20年春まで織ってきた工場が解体されることになり、建物の記録保存を図りました。また、使用してきた道具類一式の寄贈を受けました。

イ 文化財の保存

指定文化財126件、登録有形文化財2件に対して、所有者あるいは管理者に「指定文化財活用管理謝礼金」を支出しました。国指定史跡「女堀」はハナショウブ園として親しまれており、遊歩道の整備がおこなわれました。また、「十三宝塚遺跡」では、遺跡を囲むフェンスが腐朽していることから、遺跡保存の立場から、修復工事への立ち会いを行いました。

平成20年は市指定重要有形民俗文化財「波志江の屋台」の巡行が決まり、運行に先立って修繕が行われ、補助金を支出しました。市指定天然記念物「赤堀今井の信濃柿」は国道に覆い被さり、また長雨により枝が折れたこともあって整枝を行うため補助金を支出しました。

県指定天然記念物の「連取のマツ」については樹勢が弱った時に見られる「ハフルイ」病がみられたため、平成21年度以降、樹勢回復の措置を取ることを決めました。

市の指定する文化財は、地域の文化財として指定し保存して行くか否かを文化財調査委員会に諮問し、答申を得て指定を行っています。領民の寄進を募って作製され、伊勢崎藩の郷学で教科書として使用された小学の版木である「上毛伊勢崎領塾蔵小学内篇・外篇版木、附同版藩校学習堂蔵印小学二冊」を平成20年度に重要文化財に指定し、また、明治以降伊勢崎の産業の中核であった伊勢崎織物の文化期以降の縞見本帳については、諮問を行いました。



愛宕神社に集結した屋台

ウ 文化財の活用

殖蓮小学校体育館改築に伴う発掘調査で発見された八角形倉庫跡は、奈良から平安時代の佐位郡の正倉と確認され、この三軒屋遺跡をテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、地元にはパンフレット配布し、遺跡の意義について理解を得ることに努めました。

小学生の機織体験教室は「楽織会」会員の指導で実施され、昨年度に比べ2校増の22校、2,048人がコースター織りを体験しました。児童にとって自身の手でコースターができあがって行く体験はインパクトの大きいことが、寄せられる感想文からうかがえました。

旧森村家住宅は、旧森村家住宅協力会に管理委託し、毎月第1、3日曜日に市民に開放しています。同協力会の主催により、公民館サークルの「きり絵展」、宮郷第二小学校児童の描いた「旧森村家住宅絵画展」や「十五夜の集い」などが開催されました。平成20年度の開館日数は27日、特別行事・展示もあって、来館者は昨年度に比較して169人増え1,784人を数えました。

埋蔵文化財発掘調査の成果の公開は、5月、12月に三軒屋遺跡、平成21年2月に南千木町の阿弥陀古墳の現地説明会を開催しました。



阿弥陀古墳現地説明会

阿弥陀古墳では340人を超える人が訪れ、地域住民が注目していた古墳であったことがうかがえました。

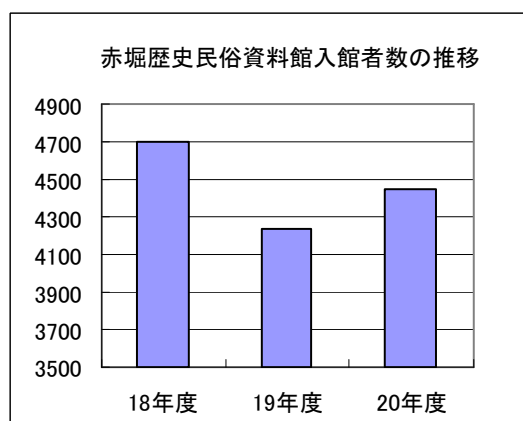
エ 赤堀歴史民俗資料館

資料館の業務には展示と教育普及活動があります。展示活動は常設展と企画展の二つで、企画展は現物展示や写真を主体としたミニ展示を実施しています。

現物展示では、古代の豪族館址である「今井学校遺跡調査報告展」、「収蔵資料展」、「いせさき・発掘・2008」や「蚕と暮らし展」を、ミニ展示は、四季折々のテーマで「花祭り」、「七夕」や「お月見」等を実施しました。企画展中の入館者は2,326人でした。

教育普及活動では、小中学校の学習支援のため展示の解説を行い、夏休み期間中には「まが玉づくり」教室を開催し、101人の参加を得ました。一般市民を対象に5回にわたる「歴史文化講座」や文化財巡りも実施しました。

当館の年間開館日数は298日、入館者数は4,451人でした。



(3) 今後の課題と取り組み

三軒屋遺跡については、調査検討委員会の指導と助言のもと国指定史跡に向けたより確実な調査を推進し、境島村地区養蚕農家群については、建築棟数の多い年次の建物を抽出調査し地区内の大型養蚕農家の展開を明らかにします。

赤堀歴史民俗資料館では、民俗行事の「ミニ展示」の充実を図り、幼稚園児から小中学校生を対象とした教育普及活動を充実させるとともに、郷土の歴史及び文化に関わる市民の理解を深めることに努めていきます。

また、指定文化財の保存と活用に努め、市民の心を豊かにし、親しめる文化財を目指すとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・継承は、地域づくりの核となることから、地域住民と共に映像記録化を進めていきます。

【施策4 文化財の活用と保護意識の高揚 に関わる学識経験者意見】

市内に散在する文化財を大切に発掘し保存する様子がよくわかります。地域の人々のみならず、関心を示す他の多くの人々とともに、これら文化財の調査・保護が、次年度以降も確実に進められることを期待します。

赤堀歴史民俗資料館は、展示のみならず、学校教育活動にとっても重要な役割を果たしていますが、その開館日数の割には入館者数があまり多くなく、せっかくの施設と開館が十分な成果を収めきれていないような面も窺われるので、同館のいっそうの活性化が図れるよう、展示内容や学校との連携などに努めるようにしたらよいと考えます。

5 健康・安全教育と食育の充実

(1) 平成20年度の重点施策

生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくりとして、健全でたくましい心身を育てる健康教育、安全に生活するための基本的な知識や判断力等を育てる安全教育を推進することを重点施策としました。また、正しい食事のあり方や栄養の知識について学ぶ食育を充実するとともに、児童生徒の体力向上に取り組み、公民館におけるスポーツ、健康講座を開催することも重点施策に掲げました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

ア 健康教育

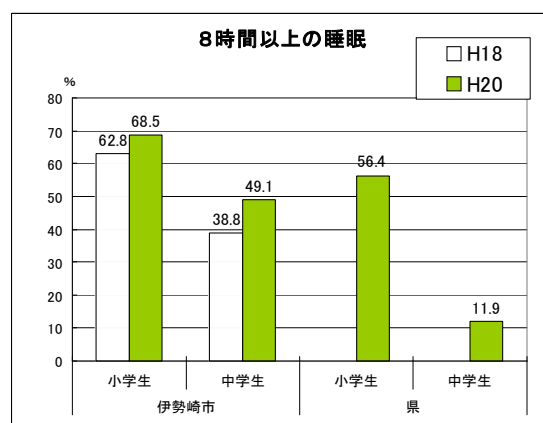
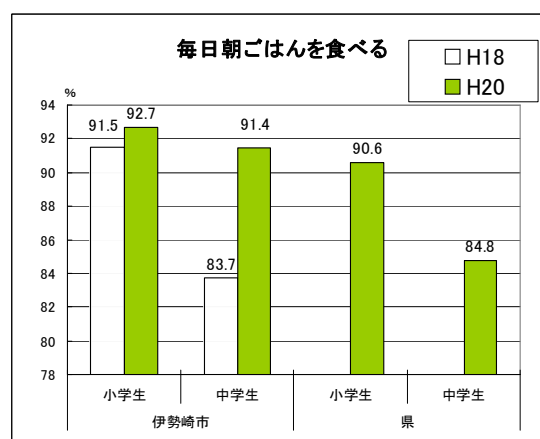
(ア) 「いせさき『早寝・早起き・朝ごはん』プロジェクト」の推進

平成18年度に市内小中学校を対象に実施した「朝ごはんに関するアンケート」の結果を受け、児童生徒の基本的生活習慣の確立を目指した「いせさき『早寝・早起き・朝ごはん』プロジェクト」を推進中です。

具体的には、生活記録カード等を活用した基本的生活習慣の点検や見直しの取り組み、毎月19日の「家族でいただきますの日」を食育の日とした取り組み、保健主事や養護教諭が中心となり作成した指導資料集や食品カード等の食育教材を活用した指導など、各校の実態に応じた取り組みがされました。また、家庭への啓発資料作成や保護者会での話題提供等、家庭と連携した取り組みもされました。

平成20年度は「朝ごはんに関するアンケート」を再び実施することにより2年間の実態の変容を確認しました。

その結果、毎日朝ごはんを食べる小学生が92.7%に、中学生が91.4%となり、それぞれ平成18年度の結果及び平成20年度の県平均を上回る成果が確認されました。同様に睡眠時間8時間以上の小学生が68.5%に、中学生が49.1%となり、それぞれ平成18年度の結果及び平成20年度の県平均を上回っています。(小学校は5年生、中学生は2年生のデータで比較しています。)



さらに、児童生徒の基本的生活習慣の向上に伴い、平成18年度と比較して、中学校で保健室利用生徒が約25%減少しました。これは、基本的生活習慣の乱れから体調不調を訴える生徒の減少によるものでした。また、小学校では医療の必要なけがが約11%減少するという成果も確認できました。

イ 安全教育

(ア) AED（自動体外式除細動器）の配備

【AEDの配備計画】

学校園内における幼児児童生徒の突然の心停止の際に救命措置を行うことができるよう、AED（自動体外式除細動器）を市内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、合計47校園に3か年計画で配備中です。

平成19年度	中学校11校 市立高等学校1校 特別支援学校1校
平成20年度	小学校24校
平成21年度	幼稚園10園

平成19年度は中学校11校、市立高等学校1校、特別支援学校1校に配備し、平成20年度は小学校24校に配備しました。

(イ) 「AED普通救命講習会」の受講

市内各学校園に配備中のAED（自動体外式除細動器）を教職員が緊急時に円滑に操作できるようにするために消防署署員を講師とした「普通救命講習会」を順次受講しています。

AED講習会
修了証の取得率
100%を目指
して、各学校園
単位で講習会を
開催するととも
に、市教育委員
会で年間に13
回の講習会を開
催しました。

【平成20年度AED講習会修了証の取得状況】

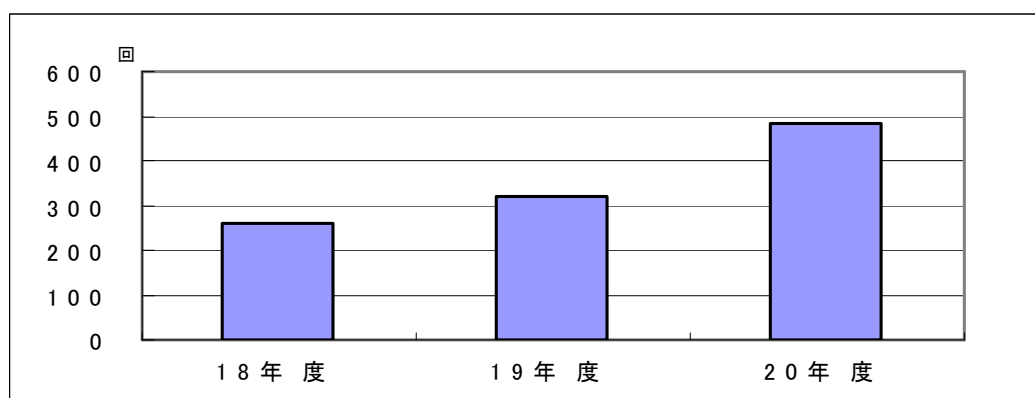
学校種	取得者数／教職員数	取得率
中学校11校 市立高等学校1校 特別支援学校1校	464／487	95%
小学校24校	680／693	98%
幼稚園10園	50／54	93%

ウ 食育

(ア) 学校栄養職員による食に関する指導の充実

学校教育の一環として行われている学校給食に関し、成長過程にある児童生徒が食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身に付けるとともに、自らの健康管理ができる児童生徒を育てるために、学校栄養職員による食に関する指導を実施しました。

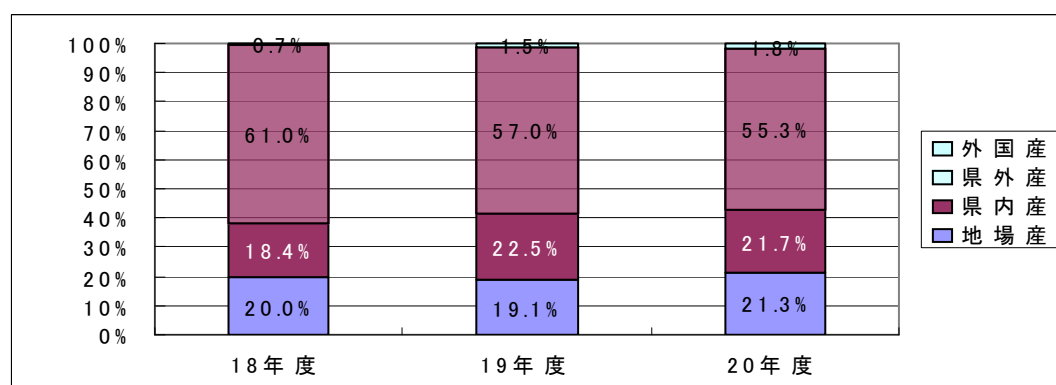
【 昼食時に学校栄養職員が学校(クラス)訪問をした回数表 】



(イ) 地場産野菜を活用した給食の提供

食の安心・安全が叫ばれる中、地場産野菜が見直され、とりわけ大量に消費する学校給食においての地場産野菜の利用拡大を実施しました。平成20年度地場産野菜の使用割合は21.3%でした。

【野菜の産地割合】



エ 公民館におけるスポーツ・健康講座の開催

公民館は地域住民のニーズに応えあらゆる年代に沿った事業を展開しています。

特に、スポーツ・健康に関する学習は、住民の関心が高く多様な活動が望まれていることから、20年度公民館事業のスポーツ・健康教室として、インディアカ教室、初心者テニス教室、ウォーキング・ストレッチ教室、AED体験講座等24講座を実施し、1,444人の参加を得、住民の健康を支援する取り組みを行いました。

(3) 今後の課題と取り組み

ア 学校保健

引き続き、基本的な生活習慣の確立を目指して、「いせさき『早寝・早起き・朝ごはん』プロジェクト」を推進します。具体的には、生活記録カード等の活用や食育教材を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、個々の児童生徒の実態に応じた個別指導の充実を図ります。

また、平成21年度は幼稚園10園にAEDを配備するとともに、市内教職員の「A

ＥＤ普通救命講習会」受講率１００％を目指します。

新体力テストの結果から、小学校では持久力（シャトルラン）、中学校ではボール投げが全国及び県と比較すると低下していることがわかります。そこで、体力向上につながる効果的な授業改善に継続して取り組み、体育授業を通して運動やスポーツに親しむことができる児童生徒の育成をめざします。

イ 学校給食

近年の食生活の多様化から、児童生徒の中にも、肥満や生活習慣病が増加しています。このことから、食習慣の大切さを正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするための食育指導が重要と考え、学校栄養職員による学校訪問及び家庭と連携した指導の充実を目指します。

また、地場産野菜の利用拡大については、伸び率が減少していることから、ＪＡや生産者団体との連携のみならず、農政課や関係機関、関係団体との連携を密にして、学校給食への地場産農産物の利用推進を図っていきます。

ウ 公民館におけるスポーツ・健康講座

住民の健康やスポーツに対する関心は高く、日常活動の中で、様々な機会を捉え、スポーツ・健康保持活動として取り組まれていくことが望まれています。また、社会の変化により地域の連帯感が希薄化されているなか、住民一人一人が共に協力し、多様なスポーツ活動や健康保持活動に取り組むことにより、心のふれあいを通じて豊かな人間性を育み、生きがいのある生活を見出すことができ、また地域社会においては新たな連帯感を生み出すこととなります。このことから公民館では、スポーツ振興課、健康管理課等の関係機関と連携を図り、地域の体育指導委員や社会体育推進員、健康推進員等との協力を得て、スポーツチャンバラ、ウォーキング&ストレッチ、フラダンス教室などの社会体育教室をはじめ、高齢者学級や女性学級、子ども教室など、それぞれの年代を対象に実施する講座の中で、市民ニーズにあったスポーツ、健康教室を取り入れ、市民の健康保持活動に取り組みます。また、住民一人一人が活動時の安全に対する認識を深めていくために、ＡＥＤ体験講座や緊急救命講習会の開催などにも積極的に取り組んでいきます。

【施策５ 健康・安全教育と食育の充実 に関わる学識経験者意見】

児童生徒の朝食・睡眠時間、学校栄養職員の学校（クラス）訪問回数など、いずれも顕著な成果をあげていることが認められます。ただし、睡眠時間に関しては、県の平均を大きく上回っているものの、なお児童生徒の３０～５０％が、それぞれに必要な睡眠時間を必ずしも十分にとっているとは言えず、引き続きこれを高めるよう努力を重ねる余地があります。

スポーツ・健康に関しては、社会教育の中心のないし代表的な施設である公民館における活動が取り上げられていますが、学校など他の分野における活動についても情報を示すべきと考えます。公民館については、今後一層その充実が図れるようスポーツ・健康学習面での施設設備の整備にも力を注ぐことが期待されます。

6 奉仕活動の充実

(1) 平成20年度の重点施策

地域の人々が学校支援ボランティアとして教育活動に協力したり、子どもが図書館ボランティアとして活躍したりするなど、市民の自発的な奉仕活動を促す機会を提供するとともに、公民館等ではボランティア養成講座を開催し、小・中学校及び市立高校では児童生徒のボランティア体験等の奉仕を喜ぶ活動づくりに努めることを重点施策としました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

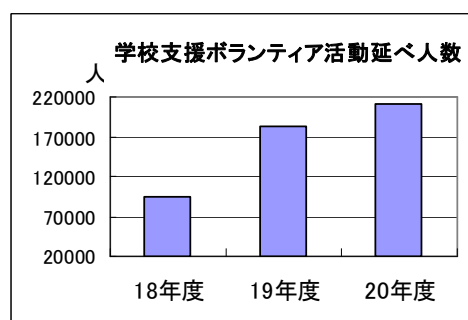
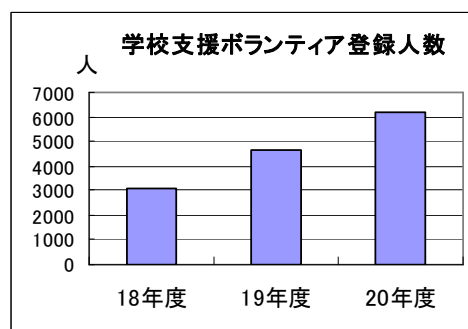
ア 学校支援ボランティアの充実

保護者や地域の方々に「学校支援ボランティア」として、「学びづくり」「仲間づくり」「生活づくり」の視点から、学校の教育活動にかかわっていただき、子どもたちの“いきいき”とした学びの機会を創り出し、各校の学校課題の解決を目指した取り組みを推進しました。

学校支援ボランティアへの登録者数は、年々増加傾向にあり、平成20年度は、市内で6,174人の登録がありました。

また、学校支援ボランティアによる活動数は、延べ約21万人の方々から学校の教育活動に力を貸していただきました。

具体的な活動としては、授業以外での活動では、安全パトロールや読み聞かせ、クラブ活動などといった活動に協力していただき、授業内での活動では、総合的な学習の時間などの体験活動などに協力していただきました。さらに、各学校では、ボランティア活動の中心となるボランティアリーダーの育成が進み、ボランティアリーダーが学校と保護者や地域との橋渡しを積極的に行う学校も見られるようになってきました。こうした学校とボランティアが積極的に協働し合うことで、様々な面から子どもの学習・生活環境をサポートし、学力向上や豊かな心の育成などの成果にもつながりました。



イ ボランティアの養成と機会の充実

(ア) ボランティアを活用する支援体制

地域の人材を活用したボランティア活動を推進するため、専門的な知識や技術を持ち地域で活躍している人に、生涯学習支援ボランティアまなびい先生として登録していただき、生涯学習推進員、行政役員等と連携を図り、一行政区一楽習の推進を図りました。

また、いせさき読書サポーターネットワーク会議と連携を図り、読書活動に関するボランティアを増やすために、読み聞かせボランティア養成講座や読書サポーターや学校図書館ボランティアが主体となった読み聞かせスキルアップ講座（５地区）を開催したことで、市内全域で読書サポーター６９１名の登録がありました。

公民館では、地域におけるボランティア活動の充実を図るため、地域のボランティア団体と連携を図り、学んだ成果を地域に還元できるような知識、技能を修得するためのボランティア養成講座を８公民館で取り組み、延べ２，０３５人が参加しました。特色あるものとしては、地域の歴史や文化を学び次の世代に語り継ぐための講座として「地域文化の語り部養成講座」、「子育て支援のための手遊び、歌遊び」や軽スポーツ指導者養成を目指した「インディカ入門教室」などを開催しました。

（３）今後の課題と取り組み

ア 学校支援ボランティアの充実

学校教育においては、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを一層進めるために、ボランティアの教育活動を「学びづくり」「仲間づくり」「生活づくり」の観点から、各活動のねらいや内容を保護者や地域住民に周知し、事前に指導計画を立て連絡調整を行うなど、学校とボランティアとの連携・協力体制を強化します。また、学校支援センターやボランティア活動を調整するコーディネーター、ボランティア活動の中心となるボランティアリーダーを育成し、組織的・継続的な教育活動が展開できるようにしていきます。

イ ボランティアの養成と機会の充実

地域の人々のボランティア活動に対する関心は高まり、その活動に対するニーズは多様化が予想されることから、様々な分野のボランティア活動に関する学習の機会を充実していく必要があります。このことから公民館活動は、ボランティア活動に親しむ学習の機会と位置づけ、ボランティア活動に対する動機付けやこうした活動を支えていく地域の人材の育成と確保に取り組んでいきます。また地域の生涯学習推進員と連携を図り、団塊の世代や地域の人材をボランティア活動の指導者として発掘活用していく生涯学習支援ボランティアまなびい先生事業を推進し、一行政区一楽習を目指します。

また、各学校や公民館で読み聞かせを中心に活動している読書サポーターと連携を図り、読書交流会や読書に関係する講座を開催することで、市内の読書サポーターネットワークの活動の幅を広げたり、つながりを強めたりして、読書の街いせさきの実現を図ります。

【施策６ 奉仕活動の充実 に関わる学識経験者意見】

ボランティアの登録者数や活動人数の増加などから、本市の奉仕活動が充実の傾向にあることがわかります。公民館がこれに大きな役割を果たしたことが示されていますが、ボランティア活動の充実を図るために行った公民館活動について、単に「養成講座を８公民館で取り組み」とせず、実際の活動の様子を、講座のプログラムを紹介するなどの方法で具体的に

示した方がよかったように思います。

なお、「まなびい先生事業」や「読み聞かせ」など、他の項目にも記述されている内容と重複しているものが少なくないことも気になります。

7 施設・設備の充実

(1) 平成20年度の重点施策

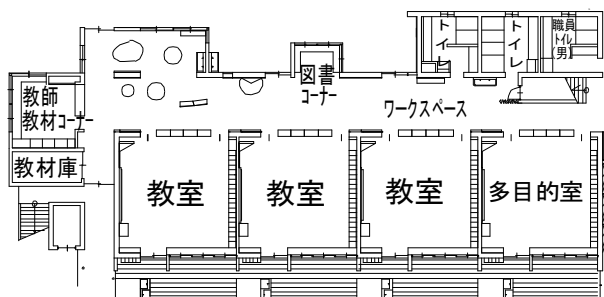
自ら学び、心豊かでたくましい「生きる力」をはぐくむ学校教育や生涯学習の推進のために、老朽化施設の改善、バリアフリー化や地域と連携した防犯・安全対策など、安心・安全な施設整備の充実に努めることを重点施策としました。また、施設の耐震補強対策や地域防災拠点としての必要な施設整備を図ることも重点施策に掲げました。

(2) 平成20年度重点事業の点検評価

ア 北小学校の改築

(ア) 北小学校校舎改築事業の推進

北小学校は、明治6年6月9日に赤石学校として開校し、市内でも一番古い伝統のある小学校です。現在の校舎も昭和35年に木造の建物が火災になり、建替えられてから46年を経過し老朽化したため、全面改築することにしました。改築事業は、平成19・20年度の2ヵ年継続事業で行い、平成21年2月に完成しました。各学年はクラス担任の教師・教材コーナー、多目的室、簡易な実習、実験も行なえるワークスペースからなるユニットとして配置計画しました。



教師・教材コーナーは各学年ごとに配置し、児童の日常の基地として学校全体に分散することで、校庭や学年全体の児童に目が行き届き活発な交流を促すとともに、日常の安全性の向上を図りました。

建築面積 北小学校 3,544.49 m²

延床面積 北小学校 5,794.97 m²

階数 地上2階

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

工期 平成19年6月28日～平成21年2月27日

(イ) 赤石地区整備事業の推進

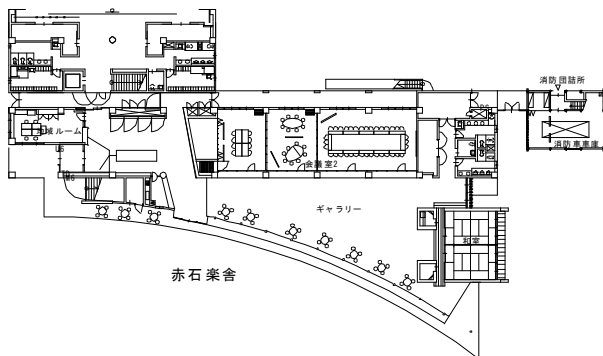
校舎の南東には、大正4年に建てられた市指定の重要文化財の旧時報鐘楼があり、この旧時報鐘楼を囲むようにたたずむ新たな施設が、北小学校の赤石楽舎です。

赤石楽舎は、ギャラリー、特別教室、屋内運動場からなり、地域と学校が一体と

なった環境を作りました。



赤石楽舎



ギャラリーは、会議室・和室との一体的利用もでき、学校のランチルームとしても利用できます。赤石楽舎は学校の授業で使わない時間帯や休日などには、地域の方と北小学校の児童達と一緒に利用できる施設あるいは地域住民の活動・交流の場として活用できます。

また、併設の消防団詰所については、北小学校が防災上の避難場所と位置づけられていることもあり、地域と学校とが一体となった訓練にも貢献できます。

整備事業は、平成19・20年度の2ヵ年継続事業で行い、平成21年2月に完成しました。

建築面積	赤石楽舎	2,181.59 m ²
延床面積	赤石楽舎	2,862.60 m ²
階数	地上2階	
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）	

工期 平成 19 年 6 月 28 日～平成 21 年 2 月 27 日

イ 四ツ葉学園中等教育学校の整備

(ア) 新校舎建設事業

伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校の新校舎建設については、中等教育学校が 6 年間の一貫教育を行う場となることから、現在市立高校で使用している高等学校に相当する後期課程用の施設・設備に加え、中学校に相当する前期課程用の施設・設備が必要です。現在の市立高校校舎を有効活用することにより、前期課程用として建設する校舎面積を極力抑えることを基本に施設整備を計画しました。建物の概要は、1 階のエントランスコートの広さをできるだけ再現するために、吹き抜け部分も設置し、圧迫感のない空間を確保しています。2 階及び 3 階については、教室棟を配置し、4 階については体育館を設置することにより、既設の市立高校と一体性のある建物として、景観的にも中等教育学校施設としての魅力を兼ね備えた施設建設を進めております。



建設中の四ツ葉学園中等教育学校

建築面積	前期課程校舎	1,477.45 m ²
延床面積	前期課程校舎	5,211.78 m ²
階数	地上 4 階	
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)	
工期	平成 20 年 6 月 25 日～平成 21 年 11 月 30 日	

(イ) 運動場整備計画

運動場については、現在の市立高校の西側の隣接地に、前期課程の生徒が授業に必要な最低限の面積として、11,943.5 m²の用地を取得し、運動場としての機能を有する、250mのトラック、100mの直線レーン等を設置する計画です。

平成 20 年度においては、土地収用法第 3 条第 21 号事業認定の手続きを行い、農振除外、用地取得契約を経て用地の取得を行いました。

事業としては、平成 21・22 年度に盛土・整地を行う計画です。

ウ 防犯カメラの設置

児童・生徒等の安心並びに安全の両面から不審者等の侵入や事故等の発生を未然に防止する安全対策を進めるため、防犯カメラの設置を計画的に実施しています。平成 19 年度は小学校 20 校及び養護学校にカメラ 2 台、モニター 1 台、デジタルビデオレコーダー 1 台を設置しました。平成 20 年度は幼稚園 10 園に整備しました。平成

21年度には全ての学校への設置を完了する予定です。

エ 学校教育施設・設備の整備

学校施設については、児童生徒等の学習・生活の場であり、教育環境等の充実が必要とされております。施設・設備整備は、平成20年度に策定した施設整備計画に基づき、施設の老朽化に伴う改善箇所の調査・研究、耐震補強診断等を実施して、計画的に順次改善を進めています。

平成20年度は「茂呂幼稚園床下改修工事」、「宮郷第二小学校内部改修工事」及び「宮郷中学校駐輪場新設工事」のほか26件の施設改修工事を実施しました。

(3) 今後の課題と取り組み

学校施設は、児童生徒たちが学習し、生活する場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持っており、また、災害時における地域住民の緊急避難場所としての役割をも果たすことから、施設・設備の整備及び施設の耐震性能の向上に向けた整備を進めていきます。

【施策7 施設・設備の充実 に関わる学識経験者意見】

本市で最も古い歴史を有する小学校の改築や、新設される中等教育学校の整備など、本市の学校に新たな歴史を刻むこととなる分野で、施設・設備面の確実な進展が認められるとともに、本市の学校教育の誇らしいシンボルになると思われます。

ただ、本点検評価においては、これら2つの事業を詳細に紹介しているものの、他の防犯・防災・安全対策についてはあまり述べられておらず、平成20年度には北小の改築と中等教育学校の整備だけに集中したかのような印象を与えてしまいがちであるのが、やや気になります。他の分野についても、限られた予算の中で然るべく実施した整備事業を、正確に記しておくべきと考えます。

IV 点検評価に対する学識経験者総括意見

ここでは、項目ごとのコメントとは別に、本報告書に記された点検評価の全体について、気づいた事がらを若干述べることにします。

1 概評

本市の教育行政は、奇をてらうことなく、関係諸法令を踏まえながら極めてまじめに着実に行われていることが認められます。それは、「4つの活動づくり」と「3つの行動目標」を掲げて「伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街」を実現しようとする、しっかりとした理念・方針に基づくものと思われます。同時に、しかし、そのことは、そこで打ち出している理念・方針が、やや一般的・抽象的で、これこそが伊勢崎の教育だというアピールが、必ずしも明らかにされていないことをも意味しているように思われます。国の方針や法令の定めを前提としながらも、なお本市に独自のカラーをもう少し大胆に出してもよいように考えます。本市の教育行政のまじめで着実な実行力に照らせば、それは決して難しいことではないと確信します。

2 教育行政の継続性・踏襲性と発展性

本年度の点検評価は、前年度のそれとほとんど同じ理念と方針のもと、7つの施策について行われています。教育行政は継続性を有することが大切であることに鑑みれば、前年度をほぼ踏襲した項目で点検評価することは、それとして十分意味あることです。しかし、各項目について両年度の内容を見ると、数字上の変化は示されているものの、それ以外については全体として内容に大きな変化はなく、前年度の点検評価と同じような記述も見受けられます。1年ぐらいのスパンでは何かを大きく変えるということは一般論としては無理であるとしても、地道な中にも少しでも前年度より行政運営を良くしていこうとする姿勢を強く持っていれば、前年度と似たような報告になる筈はなく、その点で、教育委員会及び事務局のいっそうの努力が求められるように思われます。

3 住民側からの働きかけ

本年度の点検評価では、行政側が住民・子ども達に対して種々の働きかけをしたことが書かれ、本市の教育行政が外に向けて熱心に働きかけたことが認められます。その一方で、住民の側から教育に関してどのような要望が寄せられ、行政側がそれに対応し答えたのかについては、あまり多くが語られていません。法令や方針に基づいて教育行政が実施する、というベクトルだけでなく、住民側の注文や要請を受け止めて、場合によっては教育行政を部分的にでも軌道修正する、といったことも必要となる筈のところ、そうした場面が本市ではあまり見られなかったようです。行政側からの働きかけに重点を置くだけでなく、住民の間に存在する様々な教育要望を行政側が掘りおこす、住民側からの働きかけに応じる、ということにも一層積極的に

なることを望みます。

4 実績に関する率直な分析

前年度の報告書と比較すると、「2 心豊かな地域社会の形成」の(2)のアの「(イ)生活学校プラン」では、環境美化活動への参加者を除き、いずれも参加者数が前年度を下回っていますが、これについての分析が不十分です。数値をいつも右上がりにする必要はありませんが、参加者減についてはやはりその原因を探り、次年度の活性化策を考えなければなりません。点検評価は、右上がりを示すことだけに目的があるのではなく、右下がりの場合の原因究明とその対策を講じることにも、真の目的があるからです。

V おわりに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う、今回の点検評価及び公表は、教育委員会が事前に立てた基本方針にそって具体的な教育行政が効果的に執行されているかどうかについて、自らが事後に点検評価し、その結果を公表することにより、地域住民に対する説明責任を果たし、その活動の充実を図ることを目的としています。

つきましては、本市教育委員会の取り組みに対する、市民の皆様のご意見をいただき、より一層教育行政を充実させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、この点検評価における「学識経験を有する者の知見の活用」に際しましては、高崎健康福祉大学の森部英生教授に、昨年に引き続きご指導ご助言をいただきました。ここに深甚なる感謝を表します。ご指摘いただいた点につきましては、今後の教育行政に反映させていきたいと思いをします。

平成21年11月

伊勢崎市教育委員会

大 沢 啓 一

小久保 剛 利

大 山 隆

齋 藤 美智子

山 口 晃

ご意見等送付先

伊勢崎市教育委員会総務課

伊勢崎市今泉町2丁目410

〒372-8501

メールアドレス

k-soumu@city.isesaki.lg.jp